

令和 3 年 11 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 3 年11月 9 日	午後 2 時
	閉 会	令和 3 年11月 9 日	午後 2 時30分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長	小 畑 委 員	千 委 員
-----------	---------	-------

安 岡 委 員	藤 本 委 員	鈴 鹿 委 員
---------	---------	---------

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

仲井 教職員人事課長

澤浦 学校教育課長

山田 特別支援教育課長

村田 高校教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

岡 総務企画課主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 府立中学校教科用図書の採択について

イ 府立高等学校教科用図書の採択について

ウ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

(アからウまでを一括報告)

【澤浦学校教育課長の報告】 (アの報告)

- 令和4年度から京都府立高等学校附属中学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

令和3年度から令和6年度までの4年間、各公立中学校で使用する全ての教科用図書は、令和2年度に採択されたところであるが、本年7月の教育委員会報告でも触れたとおり、社会科・歴史的分野の教科用図書については、令和4年度から自由社（出版社）の教科用図書が新たに発行されることとなり、同分野の教科用図書のみについて、各採択権者において、令和3年度に採択替えを行うか否かを検討してきた。

府立高等学校附属中学校の教科用図書の採択権限は府教育委員会にあり、採択替えに関して、慎重に審査した結果、各府立高等学校附属中学校の同科目の教科用図書については、採択替えを実施せず、現在使用している教科用図書を引き続き使用することとした。

なお、各府立高等学校附属中学校が使用する教科用図書については、資料に掲載しているとおりである。

【村田高校教育課長の報告】 (イの報告)

- 公立高等学校で使用する教科用図書については、毎年度採択することとなっており、令和4年度に京都府立高等学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

教科用図書の使用義務については、学校教育法で定められ、全ての生徒は学習指導要領に基づいて編集された教科用図書を用いて学習する必要があるとされている。

その教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書であるが、適切な教科用図書が無いなど、特別な場合には、これらの教科用図書以外の一般の図書を教科用図書として使用することができることとされている。

続いて、府立高等学校教科用図書採択の手続きについて説明する。

例年、府教育委員会から各学校長に対し、翌年度に使用する教科用図書を推薦するよう通知するとともに、教科書目録を送付し、事務説明会を実施している。

各校においては、教科書展示会や文部科学省ホームページ掲載の教科書編集趣意書を参照しながら、出版社から送付された見本本により、教科用図書に取り上げられている題材に関して、全体の分量、基礎的なものや発展的なものの取扱い、設定のバランスなどに着目し、教科用図書の中身についての調査研究を実施して、各校の生徒の実態に応じた適切な図書を教科書目録から選定する作業を行い、その結果を推薦という形で推薦理由と共に府教育委員会に提出している。

推薦を受けた府教育委員会においては、その中身を審査し、必要な指導を行い、場合によっては、推薦理由等を改めて聞き取り、不適切なものがあった場合には差し替えを求めるなどして、その審査結果を学校に通知して採択するという流れである。

なお、今年度については、差し替えを求めることはなかった。

続いて、府教育委員会から各校に送付する教科書目録について説明する。

令和4年度入学生から、新しい学習指導要領（平成30年文部科学省告示の学習指導要領）に基づいて編集された教科用図書を使用することになるが、令和4年度の2年生以上は、現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示の学習指導要領）に基づいて編集された教科用図書を使用することになっている。

そのことに合わせて、教科書目録も分かれており、高等学校用教科書目録第1部には令和4年度以降に入学する生徒用の新しい学習指導要領に基づいて編集された教科用図書が掲載され、同第2部には現行の学習指導要領で編集された教科用図書が掲載されている。

こうした中、同じ科目であっても、第1部の目録から選ぶべきところ、第2部から選ぶなどのミスが発生することもあり、府教育委員会ではそうしたことに注意しながら審査等を実施している。

次に、教科用図書の推薦に当たっての留意事項における公正確保についてである。

文部科学省からの通知のとおり、教科用図書の採択は重要な意義を有する決定行為であり、適正で公正な推薦が行われることが肝要で教科用図書の採択に関し、如何なる疑念も生じさせることがないように毎年度当初に全校に公正確保についての通知を発出し、事務説明会でもその点について再徹底している。

あってはならないことであるが、本年3月、教科用図書出版社が学校に対して利益供与を行った疑いがあると報道されていることもあり、公正確保の更なる徹底に取り組んでいるところである。

こうした手続を経て採択し、令和4年度各府立高等学校で使用する第1部、第2部及び第4部の教科用図書については、資料に一覧として掲載しているところでありである。

一覧の中で、第4部（平成元年告示の学習指導要領に基づく教科用図書）が1件あるが、これは農業の特定分野で教科用図書が新しく発行されていないため、従前の教科用図書を引き続き使用するものである。

【山田特別支援教育課長の報告】（ウの報告）

- 令和４年度に京都府立特別支援学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

特別支援学校においても、小学校、中学校、高等学校と同様に教科の主たる教材として教科用図書を使用する。

使用する教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書と規定されているが、特別支援学校、特別支援学級においても、先ほどの高等学校の教科用図書の説明と同様、これらの教科用図書以外の教科用図書として、絵本や図鑑など、書店で販売されている一般図書を使用することもできるとされている。

各校では、こうしたことを踏まえ、それぞれの児童生徒の障害の程度等により、各学校に適した教科用図書の調査研究を実施して選定作業を行っている。

一方府教育委員会では、それぞれの発達段階に適した一般図書に関する資料を選定資料として作成しており、各校では同資料も参考にしながら選定作業を行っている。

特別支援学校の教育課程については、小中高等学校に準ずる教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間等と併せて、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的した領域である自力活動で編成されている。

その中で、知的障害者である児童生徒については、児童生徒が自立して社会参加するために必要な知識や技能、態度等を身に付けることを重視し、各教科等が示されている。

例えば、小学部の１年から６年生までの教科としては、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別の教科道徳、特別活動、自立活動となっている。

また、外国語活動、外国語科については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるとなっている。

指導の形態としては、各教科で行う場合のほか、児童生徒の状況に応じて、各教科等と合せた指導、生活単元学習や日常生活の指導等を行うこともある。

教科用図書の採択に当たっては、高等学校と同様の手順で各校において、学校の教育課程や児童生徒の状況を踏まえ、調査研究を行い、使用する教科用図書の選定調書を作成し、府教育委員会で審査の上、採択している。

令和４年度各府立特別支援学校で使用する教科用図書は、資料に掲載しているとおりである。

【質疑応答】

- 小畑委員

府立中学校は、令和２年度に令和３年度から令和６年度までの４年間の教科用図書が採択され、今年度に社会科・歴史的分野の新たな教科用図書への採択替えも行わず、現行のまま変更ないということであるが、府立高等学校及び府立特別支援学校の教科用図書については、毎年度採択を行うということか。

- 村田高校教育課長

高等学校については、毎年度、次年度に使用する教科用図書を採択する。

- 山田特別支援教育課長

特別支援学校については、例えば、知的障害のない視覚又は聴覚障害や病弱の児童生徒において、小学部及び中学部で小学校及び中学校の教育課程に準ずる

教育課程を編成している場合、検定済教科書は小中学校と同様に４年間同様の教科用図書を使用するが、一般図書については、毎年度、子どもの状況に応じて採択することとなっている。

○ 安岡委員

府立高等学校の教科用図書は全て紙媒体なのか。一部デジタル版の教科用図書もあるのか。

○ 村田高校教育課長

昨年度から今年度にかけてデジタル教科用図書の準備がかなり進み、年度当初で84パーセントまでデジタル化されたと聞いているが、現在のところ、デジタル教科用図書は副教材扱いであり、紙媒体の教科用図書と併用して扱うこととされている。

今年度における府立高等学校でのデジタル教科用図書の使用実態としては、英語の音声教材として１校から使用の届出を受けている。

○ 千委員

毎年度採択する理由、また、そのメリットは何なのか。

○ 村田高校教育課長

毎年度採択する中で結果としては、同じ出版社の教科用図書を選択することが結構ある。

教科用図書の選定過程では、例えば、Ａ社はこの点がよい、Ｂ社はこの点がよいというように幾つかの候補が挙がり、その中で１つの教科用図書が選定、採択され、使用されるが、その教材については、持続的に研究を続けており、次につなげていくということで毎年度採択する方が、いわゆる指導方法の改善にもつながり、その点がメリットではないかと捉えている。

○ 千委員

毎年度、教科用図書を替えることによるデメリットはないのか。また、学校に何の影響もないのか。

○ 村田高校教育課長

生徒側のデメリットはほとんどないと思う。

一方の採択手続では相当のエネルギーを要するため、その点については工夫ができないかと思う。

(4) 議決事項

ア 第36号議案 令和４年度教職員人事異動方針について

【大路管理部長の説明】

- まずは令和４年度教職員人事異動方針について、令和３年度との新旧対照表により説明する。

令和４年度にあつては、ご承知のとおり、本年３月に第二期京都府教育振興プランを策定していることから、同プランを踏まえ、目指す人間像、人権尊重を基盤とした教育、ＩＣＴも活用しつつ、個別最適な学びや協働的な学びの推進といったキーワードとなる文言を人事異動方針の趣旨として前文に記載している。

下記の項目１については、令和３年度に新学習指導要領に関する記述がある

が、令和4年4月には全ての校種で施行となることから表現を整理している。
その他の項目2・3・4・5については、令和4年度も令和3年度と同内容の構成である。

次は、校種別に人事異動実施要綱を定めており、まずは令和4年度小・中・義務教育学校教職員人事異動実施要綱について、令和3年度との新旧対照表により説明する。

目的、基本的事項については変更ないが、異動基準の中の一般教職員人事において、一部文言の整理を行っている。その中身は、この間公務員の定年延長法案が通り、教職員についても同様にその法案が整理され、現在、具体的な内容が検討されているが、その定年年齢の引上げを見据えた人事配置、その他、教科担任制の関係で文言を整理している。

令和4年度府立学校教職員人事異動実施要綱についても同様に定年年齢の引上げを見据えた人事配置の関係を整理している。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

イ 第37号議案 公立学校退職教職員（死亡退職）の被表彰者について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

